

# 広報ひこね



HIKONE



市域を貫くように走る八丁目南北通り

2003

11 / 15

みんなで考えよう <b>市町合併</b> 第30回	2
<b>COMO VAI?</b> コモ ヴァイ □ザーネです 第3回	5
第55回人権週間 12月4日~10日	6
育てよう 一人ひとりの 人権意識	6
平成16年度 市立幼稚園入園希望者募集	8
錦秋の玄宮園ライトアップ	9
こちら健康情報局 第24回	10
市の事業を評価しました 「事務事業評価表」をご覧ください	12

みんな  
考えよう

# 市町 合併

第30回

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、多岐にわたるさまざまな協定項目について協議してありますが、今回は、これまで確認された項目のうち、住民負担にかかわる「使用料、手数料等」について、その主な内容をお知らせします。

なお、このほかの確認された項目についても、今後引き続きお知らせしていく予定です。

問い合わせ先 市町合併推進室  
②1411 番内線414  
②1398 番 FAX

## 合併協議会で確認された使用料・手数料等

次の使用料・手数料等については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から平成19年度までの3か年度は下記右の欄の調整内容のとおりとする。その後、「負担の公平性の原則」により調整を行う。

# 避けて通れない 市町合併

彦根市長 中島 一

地方分権が進むなかで、次の世代に確実にパトナツチをしていくため、地方自治を確立することや、市町村自らの判断と責任で、地域の特性を生かした地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが、強く求められています。

こうしたなか、市町村を取り巻く状況はこれまでと比べ大きく変化を遂げてきています。「少子高齢化の進行」、「生活圏の広域化への対応」、「地方分権の推進」、

「財政状況の悪化」など、地方自治体が直面している課題は数多く、また多岐にわたっており、私も彦根市も例外ではありません。こうした課題に対処していく背景には、国、地方とも借入金が増加することも、地方では国の補助金が削減される方向にあり、行政基盤の強化、行政の効率化をいっそう図るとともに、地域の実情に応じた創意工夫と抜本的な改革が必要とされています。

私は、住民参加のもと、行政サービスや各種施策を自主的、主体的に決定、実行できる自治体の体制づくりや仕組みづくりが必要であり、これらを実現していくための有力な選択肢の一つが市町村合併だと考えております。

合併をしないと、住民サービスを維持していくのは困難になることが懸念されることから、合併は避けて通れないものであります。どうか、この点をご理解いただき、新しいまちづくりについて、広く皆さんと議論を重ねてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

次の使用料・手数料等については、下記右の欄の調整内容のとおりとする。

手数料などの種類	現 況				調整の具体的な内容
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町	
介護保険料	3,148円	3,644円	3,540円	2,892円	第2期(平成18年3月)までは現行のとおりとし、第3期(同年4月)から新市において統一する。
保育料	※入園者の一番多い4、5歳児の第5階層(所得税の額64,000円以上160,000円未満)を例にお知らせします。	所得税の額80,000円以上140,000円未満の場合 4歳児 月額26,000円 5歳児 月額18,000円	所得税の額80,000円以上140,000円未満の場合 4、5歳児 月額30,740円	所得税の額64,000円以上120,000円未満の場合 4、5歳児 月額27,000円 所得税の額120,000円以上160,000円未満の場合 4、5歳児 月額31,000円	所得税の額64,000円以上160,000円未満の場合 4、5歳児 月額25,000円
保育所設置補助	3階層以下の児童1人につき、月額1,000円	なし	なし	なし	合併時の彦根市の制度を基本に新市において調整する。
延長保育料	無料	無料	無料	月額2,500円(1か月の保育日数が5日以下の場合全額免除)	各市町の取り組みを基本に新市において調整する。
一時保育料	1日: 3,000円 半日: 1,500円	1日: 2,000円 半日: 1,000円	なし	なし	1日: 3,000円 半日: 1,500円 ※食事、おやつ代を含む。
へき地保育料	なし	なし	なし	月額6,500円(一律)	現行のとおり新市に引き継ぐ。
通園バス利用料	なし	なし	月額1,300円	なし	甲良町の通園バス利用料として当分の間徴収する。

区分	手数料などの種類	現 況				調整の具体的な内容
		彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町	
福 祉	胃がん検診負担金(集団検診)	900円	500円	900円	同左	彦根市の負担金とする。
	子宮頸部がん検診負担金	集団検診 700円 医療機関 1,400円	集団検診 500円 医療機関 1,700円	集団検診 600円 同左	同左	
	子宮頸部・子宮体部がん検診負担金	医療機関 2,500円	同左	同左	同左	
	乳がん検診負担金	集団検診 300円 医療機関 800円	集団検診 500円	集団検診 300円	同左	
	大腸がん検診負担金(集団検診)	500円	同左	同左	同左	
肺がん検診負担金(かく痰検査)	700円	なし	なし	なし		
ホームヘルパー派遣手数料	(所得税課税額) 1時間当たり 1円~ 10,000円 10,001円~ 30,000円 30,001円~ 80,000円 80,001円~ 140,000円 140,001円以上	250円 400円 650円 850円 950円	同左	同左	同左	同一のため現行のとおりとする。
保健衛生費手数料(訪問看護利用料)	制度あり	なし	なし	なし	彦根市の制度を適用する。	





(COMO VAI? =ポルトガル語で「ごきげんいかが?」)

第3回 SAÚDE(サウデー)!!!

Nossa,que frio! (大変寒いですね!)  
 市役所前の通りの並木も美しく色づき、季節は秋から冬に向かって慌ただしく駆けて行きます。寒くなってくるとブラジルの冬を思い出します。赤道から南に25度~30度に位置する、私の故郷リオ・グランデ・ド・スール州では、今年の冬(ブラジルの冬は7月~9月)は何度か雪も降り、気温も氷点下が観測されたそうです。  
 こちらの寒さの中で、突然周りから「ハクション!!!」と聞こえてくると、私は思わず「SAÚDE!!!」と叫んでしまいます。ブラジルでは、くしゃみをした人に、「健康であるように!」と言う習慣があるのです。  
 季節の変わり目や、寒い日が続くと、風邪をひく人が増えます。これは、日本でもブラジルでも同じですね。

外国人も加入している国民健康保険

さて、病院で診療を受けるときに皆さんが利用されるものに、医療保険制度があります。医療保険制度は、加入者が保険料を出し合って、病気やけがをしたときに、医療費の一部をそこから賄う制度です。例えば、国民健康保険に加入していると、病院にかかっても窓口で支払うのはかかった医療費全体の3割で、残りは保険から出ます。国民健康保険には、日本人はもちろんのこと、多くの外国人も加入しています。彦根市に住むブラジル人もたくさん入っていて、健康で安心できる生活に役立っています。

ブラジルでは医療費がタダ

ブラジルでは医療と教育については、国がすべての国民に対して提供する義務があると憲法に定められていて、その費用もすべて国が負担することになっています。ブラジルでは、基本的に医療費は無料なのです。

しかし、国立や公立の病院では受け入れできる入院患者や通院患者の数が決まっており、この数を越えて患者を受け入れることはできません。民間の病院にも国の制度を利用した受け入れ枠があるのですが、その数は少なく、主に高額な民間の医療保険に加入している人を受け入れていません。

このため、医療機関を利用したい人に対して、受け入れる側の数が足りず、国の補助制度を利用して医療サービスを受けようとすると、長い間待たなければなりません。例えば軽い病気であっても、診療を受ける順番を待っているうちに重症になってしまったり、癌などの早期の発見と治療が大切な病気でも、発見したときには、すでに手遅れになっているという例も少なくないのです。

日本でも入院できる患者の数は決まっていますが、少なくとも医師に診てもらうのに何日も待つことはないと思います。

一時帰国したときも使える

日本滞在中のブラジル人の多くは、仕事に熱中して健康なままです。ところが、制度についての理解が足りないせいか、国民健康保険の加入の届出ができていないこともあるようです。保険料の額は、加入者の前年度の所得に応じて公平に決められていることや、病気やけがをしたときに互いに助け合うための制度であることなどを、日本に住む外国人にも理解してもらう必要があります。また、すでに加入している人は、ブラジルに一時帰国したときに受けた医療についても保険の適用を受けることができ、たいへん便利だと評価しています。

いつ病気になるかは、だれにも分かりません。彦根に住む外国人の皆さん、日々の健康に気を付けることと同じように、もしもの時の備えをするようにしましょう。  
 MUITA SAÚDE PARA TODOS! (皆さんが元気がありますように!)  
 (彦根市国際交流員 田尾ロザーネ)

※SAÚDE...健康。ほかに「乾杯!」の意味もあります。



差別をなくし人権を尊ぶ彦根市女性のつどい

私たちが取り巻く社会には、さまざまな矛盾や不合理と、そこから生まれる差別が存在します。彦根市では、地域や職場などで差別をなくす取り組みを進め、「人を人として尊ぶ明るく住みよいまち彦根」を実現するためのつどいを開催します。

つどいでは、「同和問題」「女性問題」「高齢者問題」の各分野の現状について報告を聞き、今後の取り組みについて、参加者もいっしょに考えます。対象者は市内在住、

もしくは在勤の人。女性だけでなく男性の参加も歓迎します。

日時 11月23日(日) 13:40~16:30  
 場所 ひこねばれす  
 テーマ 「みんなで考え、話し合い、始めよう」  
 託児 無料。11月14日(金)までに予約してください。  
 託児の予約・問い合わせ先 女性のつどい事務局(園教育委員会人権教育課内) ☎24-7971、FAX23-9190

次の使用料・手数料等については、下記右の欄の調整内容のとおりとする。

	現 況				調整の 具体的内容			
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町				
水道料金(1か月あたり・消費税別)	〇一般用 基本料金(10m <sup>3</sup> まで) ※口径別 13mm以下 1,000円 20mm 1,120円 25mm 1,250円 30mm — 40mm 1,500円 50mm 4,600円 75mm 5,300円 100mm 6,100円 125mm 8,300円 150mm 11,600円 200mm以上 14,100円 (メーター使用料を含む) 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> 超~ 30m <sup>3</sup> 130円 30m <sup>3</sup> 超~100m <sup>3</sup> 160円 100m <sup>3</sup> 超 180円 臨時 400円/1m <sup>3</sup> 〇公衆浴場用 基本料金(100m <sup>3</sup> まで) 5,200円 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 75円 臨時用 400円/1m <sup>3</sup>	基本料金(10m <sup>3</sup> まで) ※口径別 13mm以下 1,400円 20mm 1,500円 25mm 1,600円 30mm 1,700円 40mm 2,000円 50mm 2,300円 75mm以上 2,500円 (メーター使用料を含む) 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> 超~ 30m <sup>3</sup> 110円 30m <sup>3</sup> 超~100m <sup>3</sup> 130円 100m <sup>3</sup> 超 150円 臨時 300円/1m <sup>3</sup>	基本料金(10m <sup>3</sup> まで) ※口径別 13mm以下 1,500円 20mm 1,950円 25mm 2,550円 30mm 3,150円 40mm 4,500円 50mm 7,500円 75mm以上 10,500円 (メーター使用料を含む) 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 150円 臨時 300円/1m <sup>3</sup>	基本料金 ※用途別 一般用 10m <sup>3</sup> 1,100円 事務所用 15m <sup>3</sup> 2,200円 100m <sup>3</sup> 14,000円 500m <sup>3</sup> 68,000円 5,000m <sup>3</sup> 670,000円 官公署用 15m <sup>3</sup> 2,000円 300m <sup>3</sup> 41,000円 農業用 30m <sup>3</sup> 4,000円 共同 30m <sup>3</sup> 4,000円 臨時 1m <sup>3</sup> 1,100円 メーター使用料 13mm 100円 25mm以下 300円 40mm以下 500円 125mm以下 4,000円 150mm以下 7,000円 超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり) 一般用 130円 事業所用ほか 150円 臨時 260円	平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から3年を目途に審議会を開催し決定する。			
	下水道使用料(1か月あたり・消費税別)	〇一般排水 基本料金(10m <sup>3</sup> まで) 1,160円 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> 超~ 30m <sup>3</sup> 128円 30m <sup>3</sup> 超~ 50m <sup>3</sup> 138円 50m <sup>3</sup> 超~100m <sup>3</sup> 148円 100m <sup>3</sup> 超 158円 特定排水(750m <sup>3</sup> 超) 205円 〇公衆浴場 基本料金(300m <sup>3</sup> まで) 9,520円 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 300m <sup>3</sup> 超 72円	〇一般排水 基本料金(10m <sup>3</sup> まで) 1,200円 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> 超~ 30m <sup>3</sup> 130円 30m <sup>3</sup> 超~ 50m <sup>3</sup> 140円 50m <sup>3</sup> 超~100m <sup>3</sup> 150円 100m <sup>3</sup> 超 160円 特定排水(750m <sup>3</sup> 超) 210円	〇一般排水 基本料金(10m <sup>3</sup> まで) 1,200円 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> 超~ 30m <sup>3</sup> 130円 30m <sup>3</sup> 超~ 50m <sup>3</sup> 140円 50m <sup>3</sup> 超~100m <sup>3</sup> 150円 100m <sup>3</sup> 超 160円 特定排水(750m <sup>3</sup> 超) 210円		〇一般排水 基本料金(10m <sup>3</sup> まで) 1,200円 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> 超~ 30m <sup>3</sup> 130円 30m <sup>3</sup> 超~ 50m <sup>3</sup> 140円 50m <sup>3</sup> 超~100m <sup>3</sup> 150円 100m <sup>3</sup> 超 160円 特定排水(750m <sup>3</sup> 超) 210円 〇公衆浴場 基本料金(300m <sup>3</sup> まで) 10,000円 超過料金(1m <sup>3</sup> につき) 300m <sup>3</sup> 超 75円	平成16年度は合併時の料金とし、新市における財政状況を考慮し、平成17年度から3年を目途に使用料を改定する。	
		生活扶助世帯の使用料減免				現行のとおり新市に引き継ぐ		
		50%減免	同左	同左				同左



※いずれも無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
仕事、家庭、人間関係… 男女共同参画ウイズ相談室 (総合相談)	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センターウイズ (旧・働く婦人の家)	女性、男性を問わず、仕事や家庭、人間関係などに関するさまざまな悩みの相談に応じます。総合相談での相談内容によっては、専門相談(弁護士による法律相談)であらためてご相談いただけます 相談専用ダイヤル ☎21-5757
男女共同参画ウイズ相談室 こころの悩み相談	11月20日(木) 9:30~12:30		臨床心理士が、こころのさまざまな相談に応じます 予約制(申込は水・木・金曜日13:00~16:00に、ウイズ相談専用ダイヤル ☎21-5757へ)
こころの健康相談 一般相談	11月26日(水) 13:30~16:30	彦根保健所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
アルコール相談	11月27日(木) 14:00~16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
こころの健康相談 老人性痴呆相談	12月5日(金) 13:30~16:30		痴呆の有無や程度、医療の必要性や、老人性痴呆への対応方法の指導などをします(予約制)
法律相談	12月5日(金) 18:30~20:30	ひこね 燦ばれず	電話による予約制(受付は、11月23日(日)午前8:30から先着3人) ひこね燦ばれず ☎26-7272
人権相談	12月3日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課 ☎22-1411(内線373)
中小企業労働相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~15:45	湖東合同庁舎(旧・彦根県事務所)	労働に関するあらゆる相談や質問に、専門の相談員が応じます 彦根中小企業労働相談所(圏湖東地域振興局内) ☎23-2064
総合労働相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 9:00~17:00	彦根労働基準監督署 (南彦根駅西口・彦根地方合同庁舎1階)	労働者と事業主との間の紛争をはじめ、労働に関するあらゆる相談に応じます 彦根総合労働相談コーナー(彦根労働基準監督署内) ☎22-0654
ひとり親家庭よろず相談	毎日 10:00~22:00	(電話による相談)	母子家庭、父子家庭の生活や子育てについての悩みや相談に、専門の相談員が応じます のぞみ相談室 ☎21-1080

## 動く図書館 たちばな号

巡回日程【12月前半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
2日(火)	宮田町山神社 J A 鳥居本支店 小野こま会館	11:00 13:20 14:10 15:00
3日(水)	太東平団地 湖上平団地中央部	13:20 14:10 15:00
4日(木)	葛籠町公民館 高宮地域文化センター B S アパート2号棟	13:30 14:20 15:10
5日(金)	清崎町ば 13:20 川瀬馬場町 J A 本店前 14:10 河瀬地区公民館 15:00	
6日(土)	多景保育園横町 13:20 長曾根 14:10 彦根ニュータウン中央部 15:00	
9日(火)	榆昭公民館 13:30 和アルミ賀ハイツ 14:20 広野会館 15:10	
10日(水)	鳥居本地区公民館 11:00 小泉町百貨卸センター駐車場(東側) 13:20 東沼波町秋葉神社 14:10 旭森地区公民館 15:00	
11日(木)	農協福満種子センター 13:20 滋賀観光バス彦根営業所 14:10 オミ緑化造園 15:00	

駐車場での駐車時間は、30~40分間です。

図書館休館日  
12月前半 1日(月)、8日(月)

図書館やたちばな号の利用は無料です。

## し尿収集予定日 12月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)



収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

- 1日(月) 松原一丁目、松原二丁目、安清、外、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢) 西今(松田団地)
- 2日(火) 原(原町西団地) 西沼波(東部) 和田、外、里根、戸賀、小泉、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目
- 3日(水) 山之脇、芹川、幸、大藪、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、中央(第1・4部) 銀座、芹橋一丁目(河原二丁目の一部を含む) 芹橋二丁目
- 4日(木) 幸、開出今蔵の町団地、八坂東団地、芹川、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、西今(松田団地を除く) 開出今団地(第3部) 八坂北、三津
- 5日(金) 開出今蔵の町団地、八坂東団地、後三条(下) 長曾根南、平田(大沢を除く) 西今(松田団地を除く) 宇尾、三津屋、海瀬、肥田(西肥田)
- 8日(月) 開出今団地(第1部) 後三条(下) 中央(第2・3部) 立花、金龜、尾末、平田(大沢を除く) 西今(松田団地を除く) 宇尾、野瀬、須越、肥田(西肥田)
- 9日(火) 後三条(下) 佐和、大東、旭、船、立花、京町三丁目、平田(大沢を除く) 野瀬、開出今、須越、出路、田原、金沢(金沢団地)
- 10日(水) 佐和、立花、後三条(上) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、錦(第1部) 橋向、開出今、竹ヶ鼻、須越、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、田附、新海、金沢(林・中下)
- 11日(木) 新、大橋、芹中、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上) 甘呂、竹ヶ鼻、八坂、南三ツ谷、甲崎、上岡部、下岡部、柳川、上西川、下西川、稲部(稲部)

## 人権尊重と部落解放をめざす 県民のつどい

人権尊重と部落解放をめざして、県民の学習と活動の輪を広め、連帯を深め合います。  
日時 12月7日(日) 9:50~15:00  
場所 圏文化産業交流会館(米原町)

意見発表「男と女が、共に生きる社会」について  
岡村知恵子さん(蒲生郡蒲生町)  
記念講演「笑いの人権」講師 池乃めだかさん  
イベントあ・ら・か・る・と  
手作りコーナー(革製キーホルダー)  
大和太鼓「夢幻」  
人権問題啓発ビデオ「走れ!夢を乗せて」上映  
人権パネル展、物産展  
問い合わせ先 圏人権政策課 ☎22-1411(内線351) FAX22-1398

## 第55回人権週間 12月4日~10日

# 育てよう一人ひとりの人権意識

人権週間は、家庭や職場で、学校で、地域で、家族、友達、みんなと人権を考える1週間です。部落差別、男女差別、外国人差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会をつくりたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。人権のことについて相談を希望する人は、人権擁護委員(左

下欄参照)、天津地方事務局彦根支局(☎22-0291)、圏人権政策課(左欄参照)までお問い合わせください。いじめ、体罰、部落差別をはじめあらゆる差別問題や、家庭内、隣近所での問題などについての相談を受けています。  
「第55回人権週間」強調事項  
人権が不当に侵害され、社会的弱者の立場を強いられる人たちがいまだになくなりません。この機会に、そうした問題について考えてみましょう。

女性の地位を高めよう  
子どもの人権を守ろう  
高齢者を大切にすることを育てよう  
障害のある人の社会への完全参加と平等を実現しよう  
部落差別をなくそう  
アイヌの人々に対する理解を深めよう  
外国人の人権を尊重しよう  
HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう  
刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう  
犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう  
インターネットを悪用した人権侵害を止めよう  
同性愛者などの性的少数者に対する差別をなくそう

## 人権に関わる相談は 人権擁護委員へ

人権に関する問題で、相談する相手がなくて困ったという経験はありませんか。人権擁護委員が相談に応じます。いじめ、体罰、部落差別をはじめ、あらゆる差別問題、家庭内や隣近所での問題などの相談も受け付けています。

市内の人権擁護委員は、次の皆さんです。(10月1日現在、敬称略)

氏 名	住 所	電話番号
北川 良 (きたがわ りょう)	日夏町1608	25-1041
郡田 きよ子 (こむら たきよこ)	平田町185-39	23-1152
小山 壽子 (こやま ひさこ)	鳥居本町1332-20	22-5072
五味 由紀子 (ごみ ゆきこ)	後三条町468	23-6144
滝川市郎兵衛 (たきがわ いちろうべい)	野良田町77-3	43-3148
寺崎 政子 (てらさき まさこ)	野田山町580-41	23-1981
馬場 世紀 (ばば せいき)	高宮町1868	22-1963
福原 寛 (ふくはら ひろし)	本町一丁目7-41	22-6436
松田 貞夫 (まつだ せいお)	大藪町2014	23-4427
水谷 壽男 (みづたに ひさお)	芹川町919	22-3974

相談は無料で、秘密は守られます。気軽にご相談ください。

## 人権クイズ

次の5つの文字を並び替えて、1つのことばを作り、人権について考えてみてください。

# やもりおい

ヒント 気のこと。人に對して忘れてはいけない気持ち。応募の方法 はがきにクイズの答え、郵便番号、住所、名前、電話番号を書いて、12月10日(水)(消印有効)までに応募してください。正解者の中から抽選で200人に記念品を贈ります。当選者の発表は発送に代えます。  
応募先 天津地方事務局彦根支局「人権クイズ」係(〒5220054西今町5813)

「人権週間」とは? 国際連合は、昭和23年(1948)第3回総会で、世界人権宣言が採択されたのを記念し、同25年(1950)第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国にこれを記念する行事を毎年実施するように呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の同24年から、毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及と高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。



行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
農業問題講演会	11月29日(土) 9:30~11:30	グリーンピアひこね (清崎町)	演題:「未整備田から取り組みを始めた集落営農」 講師:農事組合法人 夢ファームせんだ代表理事組合長 野田藤雄さん 入場料:無料 グリーンピアひこね ☎25-3909、FAX25-3972
災害時の避難生活のために 避難所シミュレーション	11月30日(日) 9:30~14:00ごろ	城陽小学校体育館 防災備蓄倉庫 (甘呂町)	内容:非常食などの備蓄品の紹介、濾水器(ろすいき)使用体験、簡易トイレの組み立て体験、消防本部による救急法指導 対象:どなたでも参加できます(事前の申し込みが必要です) 定員:50人 参加費:無料 ひこね災害ボランティアネットワーク(大東町2-29 目加田ビル2階) ☎23-1646、FAX23-3814、E-mail:hikosai-vnet@biwako.jp/
楽しいおはなしと クリスマスのつどい	12月6日(土) 14:00~	市立図書館 ☎22-0649	内容:紙芝居…「クリスマスの紙芝居」 しかけ紙芝居…「あそびにきてください」 ※クリスマスにちなんだ工作をします。はさみ・のりを持ってきてください。 参加費:無料 出演:ひこね児童図書研究グループ
絵本をたのしむ つどい	12月13日(土) 14:00~		内容:ブックトーク…本の紹介をしながら絵本を読みます 参加費:無料 出演:ひこね児童図書研究グループ
彦愛犬自然観察会	12月7日(日) 9:00~12:00	荒神山 (子どもセンター駐車場へ) 8:50までに集合	内容:どんぐりの観察 対象:子どもから大人まで 持ち物:筆記用具、ハイキングのできる服装 参加費:100円(傷害保険料) 野鳥の森ビジターセンター ☎48-0121
野鳥の森自然観察会	12月13日(土) 9:00~12:00	多賀町・野鳥の森 (野鳥の森 ビジターセンターに集合)	内容:野鳥の森の冬鳥「カモの仲間たち」 対象:子どもから大人まで 申込:12月7日(日)までに電話で野鳥の森ビジターセンターへ 参加費:300円 野鳥の森ビジターセンター ☎48-0121
滋賀県主催 ボランティア・NPO ファーストステップセミナー	12月13日(土) 13:00~16:40	彦根勤労福祉会館 4階大ホール (大東町)	内容:▶ミニ講演「ボランティア・NPOはじめの一歩」 講師 永井美佳さん(大阪ボランティア協会NPO推進センター) ▶地元NPOによる事例発表(NPOほほハウス、ひこね国際交流会VOICE、愛東町大字外福祉委員会、グラウンドワーク甲良) ▶グループに分かれてのディスカッション 定員:50人 参加費:無料 申込方法:下記に参加申込書を電話かファクスで請求し、必要事項を記入して郵送かファクスで返送してください 特定非営利活動法人 ひとまち政策研究所(〒523-0893 近江八幡市桜宮207-3K&Sビル3階) ☎・FAX0748-33-5576 (問い合わせは、園県民文化課NPO活動促進室 ☎077-528-4633、FAX077-528-4960へ)

平成16年度 市立幼稚園入園希望者

対象児  
3歳児 = 平成12年4月2日から同13年4月1日までに生まれた幼児  
4歳児 = 平成11年4月2日から同12年4月1日までに生まれた幼児  
募集人員  
3歳児 彦根幼稚園(本町一丁目)⇒20人  
(池州分園を除く)  
平田幼稚園(平田町)⇒20人  
城北幼稚園(松原町)⇒20人  
城陽幼稚園(日夏町)⇒20人  
4歳児 彦根幼稚園(本町一丁目)⇒70人  
彦根幼稚園池州分園(池州町)⇒35人  
高宮幼稚園(高宮町)⇒70人  
平田幼稚園(平田町)⇒105人  
稲枝東幼稚園(稲部町)⇒35人  
旭森幼稚園(東沼波町)⇒70人  
城北幼稚園(松原町)⇒70人  
金城幼稚園(大藪町)⇒105人  
佐和山幼稚園(芹川町)⇒70人  
城陽幼稚園(日夏町)⇒70人

応募資格 本人および保護者が市内に居住していること(平成16年4月1日までに市内に居住することが確実な場合を含む)  
入園申込書のお渡し  
期間 11月17日(月)~12月5日(金)  
9:00~16:00  
(土・日曜日は除く)  
場所 入園を希望する幼稚園または園教育委員会学校教育課(市民会館2階)

入園申込書の受付  
期間 12月1日(月)~同5日(金)  
13:00~16:00  
場所 入園を希望する幼稚園  
連絡用封筒(保護者の住所、氏名を書いて、80円切手をはったもの)を必ず持ってきてください。  
問い合わせ先 園教育委員会学校教育課  
☎24-7971、FAX23-9190

講座名	日 時	定員
男と女の いきいき押し花教室	Aコース 11月28日(金)	10:00~12:00 20人
	Bコース 11月28日(金)	18:30~20:30 20人
土とふれあう 健康ガーデニング	Aコース 11月29日(土)	10:00~12:00 30人
	Bコース 12月3日(水)	10:00~12:00 30人
親子でつくる 手作りパン教室	Aコース 12月6日(土)	10:00~12:00 15組
	Bコース 12月6日(土)	18:30~20:30 15組
みんなで作ろう 健康おせち	Aコース 12月26日(金)	10:00~12:00 18人
	Bコース 12月26日(金)	18:30~20:30 18人

彦根市男女共同  
参画セミナー(第2・3回)  
11月19日(水)  
講演「向老学」でステキに変身  
〜老いを楽しむ方法〜  
講師 ウィズ アドバイザー  
高橋ますみさん  
12月4日(木)  
講演 思春期外来の現場から  
〜10代の性 県下の現実〜  
講師 思春期保健相談員  
太田恵美子さん

申込方法・問い合わせ先はがきに住所、名前、電話番号と「彦根市男女共同参画セミナー」と書いて園男女参画課(〒522-8501) ☎21411番内線361番 FAX21398番へ。電話、ファクス、メールでの申し込みもできます。  
E-mail:tanjo@na.city.hikone.shiga.jp

ファミリー・サポート・センターの援助を受けたい、依頼会員を募集します  
ファミリー・サポート・センターは、子育てや介護と仕事の両立で困ったり、少し援助が必要になったりしたときに支援するものです。センターは、援助を必要とする依頼会員と、援助を行う提供会員との調整をします。  
センターでは、高齢者の介護について、援助を受けたい依頼会員を募集します。  
また、育児の援助を受けたい依頼会員も募集しています。  
受付開始日 11月17日(月)  
申込方法 登録申請書(ファミリー・サポート・センターにあります)に必要事項を記入し、介護を必要とする人の写真と申し込みの印鑑を持って、火・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時~午後5時(土曜日は正午まで)に同センターへ申し込んでください。  
申込・問い合わせ先 園ファミリー・サポート・センター

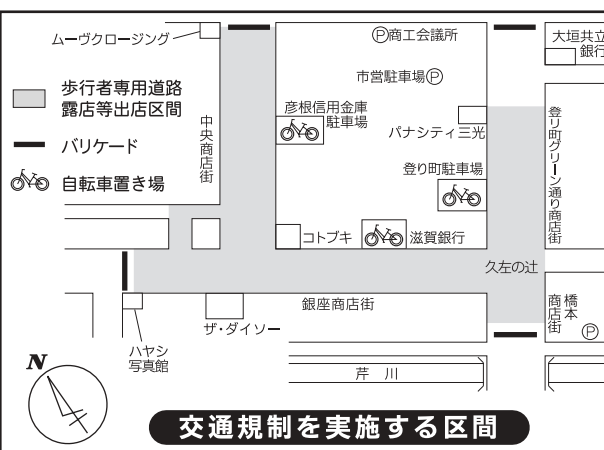
彦根市キッズ(小学生)ハンドボール教室  
対象 市内・多賀町在住の小学生  
1~6年生 練習日時 11月29日(土)・12月6日(土)・同20日(土)・平成16年1月18日(日)・同25日(日)・2月8日(日)・同15日(日)・同22日(日)の午前9時30分~同11時30分 場所 プリヂェストーン体育館(高宮町) 申込方法・問い合わせ先 電話かファクスで名前、学年、連絡先を彦根市ハンドボール協会(前川方) ☎21065番(FAX共用)へ

彦根市男女共同参画センター  
講座名、日時、定員、表の通り  
受講料 700円  
その他 託児サービスがあります(0~12歳)。申込受付は、定員になりしだい締め切ります。申込・問い合わせ先 園男女共同参画センター ウィズ ☎243529番(FAX共用)

錦秋の玄宮園  
ライトアップ  
(夜間特別公開)

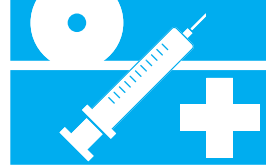
期間 11月15日(土)~30日(日)  
18:00~21:00  
(入場は20:30まで)  
会場 彦根城内玄宮園  
入場料 大人 500円  
小中学生 200円  
玄宮園は、江戸時代初期を代表する「池泉回遊式庭園」を現代に伝える名園で、中国唐時代の玄宗皇帝の離宮をなぞらえているものです。秋色に染まる夜の玄宮園は、昼とはまた別の表情を見せ、池に映る紅葉はすばらしい眺めです。  
なお、期間中玄宮園内の鳳翔台において、お茶席が行われます(お菓子付きで500円)  
問い合わせ先 (社)彦根観光協会 ☎23-0001

交通規制にご協力ください  
あびす講 11月22日(土)~24日(月)  
10:30~19:30



あびす講期間中、路線バスは始発から最終便まで本町経由で運行されます。  
問い合わせ先 彦根商店街連盟事務局 ☎22-7303  
あびす講本部 ☎22-0466





# 健康管理だより

☎健康課  
(平田町・福祉保健センター1階)  
☎24-0816  
FAX24-5870



## けんこう相談

- 保健師による相談 (9:30~11:00)
  - 12月2日(火) 老人福祉センター
  - 12月5日(金) 福祉保健センター ※痴呆相談(予約制)
  - 12月9日(火) ハピネスひこね(馬場一丁目)
  - 12月12日(金) 福祉保健センター
  - 12月16日(火) 広野会館
  - 12月17日(水) 稲枝地区公民館
  - 12月19日(金) 福祉保健センター
- ※上記の日程以外にも、☎健康管理課では電話での相談を随時行っています。
- 栄養士による相談
  - ☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。
  - (9:00~11:50) (予約制)
  - 12月8日(月) 福祉保健センター
- 歯科衛生士による相談 (9:30~11:30) (予約制)
  - 12月25日(木) 福祉保健センター

## すくすく相談

- ☆母子健康手帳をお持ちください。
- 身体計測
  - 日程・対象
  - 12月4日(木) 4か月~1歳未満児
  - 12月11日(木) 1歳以上の児 ※絵本の開き読みなどもあります。
  - 12月25日(木) 4か月未満児 ※全乳幼児対象の個別相談も行います。 ※赤ちゃんサロンもあります。(下記参照)
- 場 所 福祉保健センター
- 時 間 9:30~11:00
- 身体計測・個別相談 (9:30~11:00)
  - 12月16日(火) 広野会館
  - 12月17日(水) 稲枝地区公民館

## 赤ちゃんサロン

- 日 時 12月25日(木) 9:45~10:30 (受付は9:30~9:45)
- 場 所 福祉保健センター
- 対 象 4か月未満児とその保護者
- 内 容 子育てに関する情報交換や、友達づくり

## 10か月に なりました



## 12月の乳幼児健康診査

健診名	実施日	対 象	受付時間
4 か 月 児	9日(火) 16日(火)	平成15年 8月生	13:00 ~ 14:00
10 か 月 児	10日(水) 17日(水)	平成15年 2月 1日~15日生 2月16日~28日生	
1歳6か月児	12日(金) 19日(金)	平成14年 6月 1日~16日生 6月17日~30日生	
2歳6か月児	11日(木) 18日(木)	平成13年 6月 1日~15日生 6月16日~30日生	
3歳6か月児	8日(月) 15日(月)	平成12年 6月 1日~15日生 6月16日~30日生	

場 所 福祉保健センター

※4か月児健診以外、個人通知はありません。  
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物をご確認ください。  
※2歳6か月児健診には、**歯ブラシとコップ**が必要です。

※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

健診名	実施日	対 象	受付時間
4 か 月 児	24日(水)	平成15年8月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~ 14:00
10 か 月 児	24日(水)	平成15年2月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	

場 所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

## 離乳中期相談

- ☆母子健康手帳をお持ちください。
- 日 時 12月18日(木) 9:45~11:30 (受付は9:30~9:45)
- 場 所 福祉保健センター
- 対 象 6~8か月児とその保護者 (集団指導)

## ハローベビー教室

- 第1コース(助産師を囲んで)
- 日 時 12月4日(木) 13:30~15:30 (受付は13:15~13:30)
- 場 所 福祉保健センター別館2階 集団健診室
- 対 象 妊娠16週以降の妊婦とその家族
- 持 ち 物 母子健康手帳

- 第2コース(歯科健診と歯みがき教室)
- 日 時 12月25日(木) 13:30~15:30 (受付は13:15~13:30)
- 場 所 福祉保健センター別館2階 集団健診室
- 対 象 妊娠16週以降の妊婦とその家族
- 持 ち 物 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳

※福祉保健センター別館(旧勤労青少年ホーム)は、福祉保健センター南側です

## 機能訓練(リハビリ教室)

- 対象者 40歳以上で脳血管疾患などの病気で体の機能が低下して①軽度障害(介助なしで外出できる等)があるが介護保険の申請をしていない人 または②介護保険に該当しない人で、通所可能または自力で送迎バスに乗り降りできる人
- 内 容 集団体操、レクリエーションなど
- 日 時 毎週金曜日の午後
- 場 所 障害者福祉センター
- ※希望者には送迎も行います。
- 問い合わせ先 ☎健康管理課☎24-0816、FAX24-5870

## おわびと訂正

広報ひこね11月1日号8ページに北村栄太郎さんとあるのは、「北村英太郎さん」の誤りでした。

同13ページに市立ふたば保育園の所在地が犬方町624とあるのは、「金剛寺町101」の誤りでした。

同15ページに米澤都子さんとあるのは、「米津都子さん」の誤りでした。

おわびして訂正します。

彦根市は、高齢化が進むなかで、市民すべてが地域で連帯し、支え合う、健康長寿で生きがいを持てるまちづくりを目指して、「彦根市民支え愛大学講座」を開催しています。第7回は公開講座で、無料でどなたでも聴講できます。

- 第7回講座『痴呆の理解と地域の支え合い』
- 講師 永田久美子さん(高齢者痴呆介護研究・研修東京センター主任研究主幹)
- 日時 12月5日(金) 13:30~15:30
- 場所 南地区公民館(甘呂町)
- 問い合わせ先 彦根市民支え愛大学運営委員会 事務局(☎介護福祉課内)☎23-9660 FAX26-1768

## 「彦根市民支え愛大学」公開講座

国土交通省と滋賀県は、住宅に対するいろいろな需要の実態を把握するため、12月1日を基準日として「住宅需要実態調査」を実施します。調査の対象となった世帯には、11月下旬から調査員が伺いますので、調査票の記入や回収にご協力をお願いします。

対象 無作為抽出された市内の約6,000世帯

問い合わせ先 ☎建築住宅課☎1411番内線109番 FAX☎1398番

## 住宅需要実態調査

国土交通省

## こちら健康情報局



No. 24

## 北風小僧の季節です インフルエンザがやって来ます

### 恐ろしい合併症

冷たい北風が吹くようになり、インフルエンザウイルスが活躍するシーズンが、もつとこまで来ています。寒くて空気の乾燥する1月2月は、彼らが一番活躍するときなのです。

インフルエンザは、かかってしまうと、アツという間に症状が現れます。突然39以上の熱が出て、ひどいせきやたん、のどや頭の痛みにおそわれます。そのうえ、お腹の痛み、下痢などの胃腸症状が現れたり、お年寄りが肺炎を起こしたり、小さい子どもが熱性けいれんや意識障害などの重い神経症状を起こしたりなどの合併症を伴うことが多いのが特徴です。お年寄りや子どもの場合には、こうした症状から、亡くなられ

ることもあります。

### 小さな小さなインフルエンザウイルス

原因となるインフルエンザウイルスはとて小さく、100ナノメートル(10億分の1メートル)ほどで、電子顕微鏡で見ることができません。最近では、このウイルスを、たんや鼻汁からつかまえて(分離して)診断することで、インフルエンザウイルスの研究が進み、インフルエンザ治療の、より有効な方針を立てることができるようになりました。

### 何よりも予防が肝心

とはいえ、ときには思わぬ重症に陥ることもあるインフルエンザですから、かからないのが一番です。



インフルエンザ予防の第一は、予防接種を受けることです。ワクチンをインフルエンザにかかる前に注射すると、体の中にウイルスに対抗する「抗体」ができて、インフルエンザにかかりにくくなり、また、かかっても症状が重くならないようになります。子どもの場合は、1~4週の間を空けて、2回の注射(接種)が必要です。大人では、1回の接種でじゅうぶん効果があることが分かっています。11月、12月のうちに接種を受けて、1月、2月のインフルエンザの流行のピークに備えましょう。

予防の第二は、外出した後のうがいと手洗いを毎日すること、人ごみの中を歩かないようにすることです。そして、不規則な生活を慎み、食事をきちんととって、体調を整えておくことが大切です。

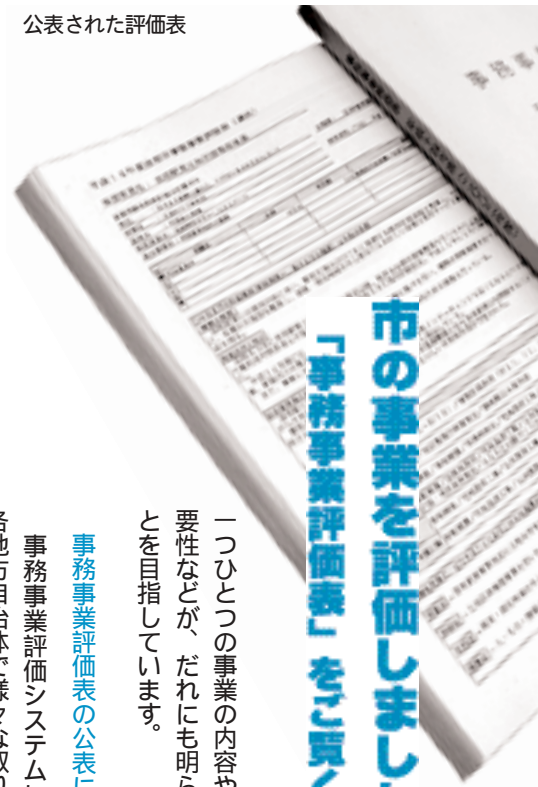
もしもインフルエンザにかかってしまったら、医師の診察を受けて、症状に合わせた治療を受けましょう。例えば、せき止め薬、解熱剤、肺炎に対する抗生物質、下痢止めなどを処方してもらったり、下痢に対する点滴をもらったりしてください。

備えあれば、インフルエンザなんか怖くない!

「仮称」健康ひこね21計画」

次回のテーマは

公表された評価表



市の事業を評価しました  
「事務事業評価表」をご覧ください

一つひとつの事業の内容や進め方、必要性などが、だれにも明らかにすることを目指しています。

事務事業評価表の公表について

事務事業評価システムについては、各地方自治体で様々な取り組みが進められていますが、評価表の様式や指標の決め方などについて確立されたものはありません。導入している自治体でも、常に改良を加えているのが現状で、本市でもシステムをより良くするため、見直しを続けていく必要があります。

彦根市では、ここ数年収入が激減し、年々支出を切りつめていかなければならない状況です。そのなかで、住民サービスを維持・向上させていくには、常に事業（市の仕事）の見直しをしていく必要があります。

事務事業評価システムとは

市の事業は、計画↓実施↓評価↓計画…という循環する流れで行われています。事務事業評価システムでは、現状や問題点、事業を行う目的や、事業の進捗状況、取り組みの成果を、「事務事業評価表」にして整理します。また、成果については、具体的な数値で指標を設定し、どの程度の成果が得られたかを測ります。このこと

今回公表した事務事業は

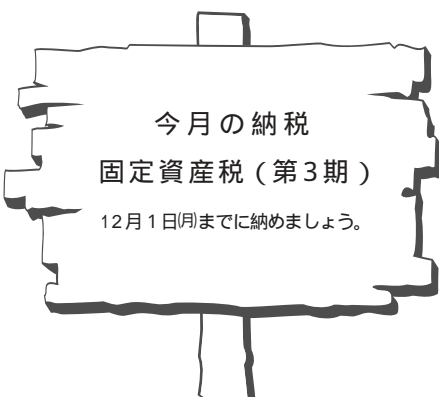
平成14年度彦根市総合発展計画実施計画に掲げた170事業のうち、市民生活に関わる事業を中心に、110事業を選んで公表しました。また、市が料金を決定する使用料や手数料などについても、11の主な使用料等について

公表しています。

評価表は、情報公開コーナー（市役所1階）、支所・各出張所に備えているほか、彦根市ホームページ（<http://www.city.hikone.shiga.jp/>）でも見られます。

「意見・ご提言をお待ちしています」

より効果的、効率的な市政を実現するために、評価表の充実には欠かせません。評価表に関するご意見・ご提言などは、12月末までに、情報公開コーナー（市役所1階）、支所・各出張所に備え付けた用紙に記入し、意見箱に投函するか、彦根市ホームページの事務事業評価コーナーの専用フォーム（意見書き込み欄）に書き込んでください。問い合わせ先 企画課 ☎21411番内線416番、FAX ☎21398番（なお、評価表に書かれた事業内容についての問い合わせは、各担当課までお願いします）



表紙のごとば

吉田義男さん（日夏町）

八丁目南北通りは、旧芦橋八丁目（現在の芦橋一丁目と二丁目の境）から、稲部町にかけて市内を貫く道です。今は車が多く行き交うこの道も、20年ほど前はまだ未舗装で、車一台が通れる程度の細い道でした。日夏町の私の住む辺りは、八丁目南北通り沿いに位置し、現在はたくさん住宅が建ち並んでいます。しかし、かつては一面に田んぼが広がり、南中学の辺りから、河瀬駅や龜山小学校までが見渡せました。

現在、自治会の高齢者が集まる太陽クラブでは、年に3〜4回、道路脇の草刈りや掃除をしています。最近では、空き缶などのごみが多く落ちてくるのに驚かされます。仲間と掃除しながら、この通りと、まちの移り変わりをこれからも眺めて行きたいと思います。



八丁目南北通りに立つ吉田さん

表紙では、「住みたい住み続けたいまち」彦根の表情を写真で紹介しています。写真をお持ちでない場合は、[☎22-1411](mailto:info@city.hikone.shiga.jp)（内線431）へ気軽に連絡してください。